エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業費補助金交付要綱

#### (通則)

第1条 エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業費補助金 (以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付すること とし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。 以下「適化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)の規定によるほか、 この要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

第2条 循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロエミッションを実現する先進 的なモデル地域を形成し、循環型社会の形成及び地球環境の保全に資することを目的 とする。

# (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

「エコタウン等」とは、地域循環圏形成のための重要な拠点となり、ゼロエミッション構想に基づき国が承認したエコタウンプランに基づく事業を実施するエコタウン地域及び、静脈施設が集積する地域のことをいう。

#### (交付の対象)

- 第4条 この補助金は、エコタウン等の静脈施設が集積した地域が循環資源の循環的利用と低炭素化の両方を実現する先進的なモデル地域を形成するために必要な、実現可能性等に係る調査(以下「FS調査」という。)を行う事業または事業化計画の策定を行う事業を交付の対象とする。
- 2 前項の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、それぞれ次の各号に掲げる者とする。
  - ー FS調査を行う事業
    - ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
  - 二 事業化計画の策定を行う事業
    - ア 民間企業
    - イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

- エ その他環境大臣が適当と認める者
- 3 2以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その 代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、事業を自ら行い、かつ、当該事業に より財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、 代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等(適化法第2条第1項に規定する補助金等をい う。)の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

#### (交付額の算定方法)

- 第5条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
  - 一 FS調査を行う事業
    - ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
    - イ 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の合計額と第3欄に掲げる基準額とを 比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第 2を参照すること。
    - ウ 第一号アで算出された額と、第一号イにより選出された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。
  - 二 事業化計画の策定を行う事業
    - ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
    - イ 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の合計額と第3欄に掲げる基準額とを 比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第 2を参照すること。
    - ウ 第二号アで算出された額と、第二号イにより選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。

#### (申請手続)

第6条 補助金の交付を申請する者は、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

#### (交付決定の通知)

第7条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、 交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助事業実施者(以下「補助事業 者」という。)に送付するものとする。その際は消費税等相当額について、補助金の 額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこと とし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

# (申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、 補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日 以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

#### (契約等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しよ うとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、環境大臣に届け出な ければならない。

#### (変更申請の承認)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更 して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を環境大臣に 提出し、その承認を受けなければならない。

#### (計画変更の承認)

- 第 11 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 一事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
  - 二 別表第2第1欄に定める補助対象経費相互間の経費の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。)をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。なお、別表第2第1欄に定める業務費を人件費に流用することは認めないものとする。
- 2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 5 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (事業遅延の届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 6 による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

## (状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第 7 による状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

### (補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第 15 条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又 は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく環境大臣に報告しなければなら ない。

#### (実績報告書)

- 第16条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(第12条の規定に基づく補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第5条第1項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合 において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明ら かになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第 17 条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 9 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の 返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、額の確定の通知の日から20日以内とする。ただし、 補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会

- の議決を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合その他やむを得ない事情がある場合には、補助事業者の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。
- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

# (補助金の支払)

- 第 18 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 10 による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消等)

- 第19条 環境大臣は、第12条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し 又は変更することができる。
  - 一 補助事業者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助 金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95% の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

## (補助金の経理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の経理に当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に 区分して行うこととし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるも のとする。
  - 一 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第11による補助 金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金 調書及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 二 補助事業者が地方公共団体以外の場合
  - 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 環境大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理に ついて調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

# (消費税額等の確定)

- 第21条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定した場合は、様式第12により速やかに環境大臣に報告しなければならない。なお、環境大臣は報告があった場合には、当該消費税相当額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (標準処理期間)

第22条 環境大臣は、第6条又は第10条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

#### (知的財産権の譲渡)

第 23 条 補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産 権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価 の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

# (知的財産権の届出)

第24条 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

#### ( 収益納付)

第25条 環境大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、 交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

#### (その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

# 別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
る資源循環社会と共	F S 調査又は事業化計画策定を行うために直接必要な人件費及び業務費(別表第2を参照のこと。)及びその他事業に実施に必要な経費で環境大臣が承認した経費	必要と認め

# 別表第2 事業に係る補助対象経費の内容

1費 目	2細 目	3 内 容
人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費を除く。)
業務費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員(アルバイト等)に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費・社会 保険料	事業を行うために直接必要な補助員(アルバイト等)に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費・印刷 製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付 及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費・通信 運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合 に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託に要 する経費をいう。
	使用料及 賃借料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等 (借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付 すること。

消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現
	場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使
	途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付す
	ること。
	ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
その他必要な	環境大臣が承認した経費をいう。

|その他必要な |経費